

意見書

平成18年8月21日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) にっぽん かぶしがいしゃ
氏名 日本テレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう くらしげ ひでき
代表取締役社長 倉重 英樹

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成18年7月21日付情審通第55号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(番号案内接続サービスの機能提供)に関し、意見募集の機会を設けて頂いたことにつき、御礼申し上げます。

以下の通り弊社共の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

1. 中継網に利用される事業者に関する事業者間の同等性確保について

番号案内に係るオペレータサービス用交換機から案内先までの中継網として、同一県内であればNTT東西、同一県内でなければNTTコミュニケーションズの網を利用することとされています。本件のように、NTT東西が新規開発する網機能に関して、中継事業者をNTTグループ内に限定することは、中継事業者間の同等性確保において適当でないものと考えます。

中継事業者間の同等性確保という観点から、他事業者の接続機会を確保し、接続条件を明確化することにより、他事業者が中継を希望する場合には、早期に実現させることが適当です。この際の接続条件は、NTT東西及びNTTコミュニケーションズと同等の条件かつ同等の費用とすることが必要です。

2. NTT東西分散コストについて

NTT東日本の接続料コストとして、NTT西日本への分散呼に係るコストが計上されています。NTT東日本の網使用料算定根拠によると、当該需要として2,076千回、75千時間が示されており、これにNTT西日本の接続料(23円/回)を乗じて、当該コストが算定されています。

一方、NTT西日本の網使用料算定根拠では、分散呼に係る需要が、本機能に係るNTT西日本の需要の内数として明示されておりません。分散呼に係る需要が内数となっていない場合、NTT西日本の接続料が本来の水準より高くなることとなるため、NTT西日本の接続料算定における分散呼需要の取扱いにつき、NTT西日本又は総務省より説明、公表を行って頂く必要があると考えます。

以上